

# 環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し

# 第2回ワーキンググループ

国際協力機構審査部

注:本資料はワーキンググループ会合当日の議論のために用意された資料であり、ワーキンググループの検討結果を反映させたものではありません。

2014年8月25日



## 本日の議題

## 用語解釈·範囲

- 1.「重要な自然生息地」
- 2.「著しい転換または著しい劣化」
- 3.「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」



# 1.「重要な自然生息地」



## JICAガイドラインの規定

別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(p 19)

#### 生態系及び生物相

1. プロジェクトは、**重要な自然生息地**または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。



#### JICAガイドラインのFAQ

問.重要な自然生息地または重要な森林とはどのようなものですか。

#### 回答.

世界銀行のセーフガードポリシーの定義を踏まえ、重要な自然生息地の例としては以下のようなものがあり得ると考えられます。また、重要な 森林は重要な自然生息地と認められた森林地域を言うものと認識して います。

- (1)既に指定された保護地域、政府が公式に保護地域候補地とする地域、伝統的な地域コミュニティーが政府の指定に先んじて保護地域と受け止める地域及びこれら地域を保護地域足らしめるに不可欠な地域。
- (2)上記(1)項で規定する地域以外の類例として、例えば、保護地域に準じた存在として伝統的な地域コミュニティーが受け止める地域、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。



## 論点

#### 現状における運用上の課題

- ・ JICAのFAQにある「重要な自然生息地または重要な森林」についての回答では、一律の解釈が困難である。
  - → 過去の助言委員会で、「重要な自然生息地」に関する解釈について、FAQに基づいた議論がなされたが、解釈の根拠が曖昧であり、解釈の幅も定まっていない。
- ・ JICAのFAQは「<mark>重要な自然生息地</mark>」を地域の特徴では なく、保護地域として定義しており、「保護地域」の解釈を も包含している。

JICAのFAQの説明は世界銀行の定義を参考にしているため、自然生息地の特徴ではなく、保護地域であるかどうかで定義している。
→重要な自然生息地と保護地域との違いの整理がなされないまま議論が行われ、論点が合致していない。



## 検討方針

#### 2.6 参照する法令と基準(p8)

「JICAは、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。」



JICAの過去の事例や世界銀行及びその他国際機関等の規定を参考に、定義をより明確にする必要がある。



## 過去の助言委員会での議論

# スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」の助言委員会における「重要な自然生息地」の解釈に関する議論

#### JICAによる解釈

- ◆ 水没する地域の大部分は人々が生 活圏として転換した土地である
- ◆ 国が指定する保護地域ではない
- → 「重要な自然生息地」ではない
- ◆ 水没地域だけに存在する、地域限 定の種は存在しない
- → 「重要な自然生息地」とはいえない

## 助言委員による解釈

- ◆ 水没地域には多くの希少種が存在する
- →「重要な自然生息地」に該当
- ◆ 地域限定種は存在しないという理由だけで、水没地域が「重要な自然生息地」ではない、というのは妥当でない
- ◆ 種の保全(integrity)に根本的な影響が 及ぶ
- ◆ →「重要な自然生息地」とみなすことができる

## 解釈の基準

- <u>保護地域であるか**ど**うか</u>
- <u>希少種が「地域限定種」であるかど</u> うか
- 種の絶滅のおそれがあるかどうか

#### 解釈の基準

- 希少種が存在するかどうか
- <u>希少種の保全に対する根本的な影響があるかどうか</u>

国際協力機構



## 過去の助言委員会で明らかになった課題

スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」の助言委員会での「重要な自然生息地」の解釈に関する議論における課題

- ◆ JICAのFAQの回答にある「重要な自然生息地」の例として挙げられる(1)保護地域に基づいた解釈と(2)重要な自然生息地の特徴に基づいた解釈の区別が整理されていない。
- ◆ (1)と(2)の分類について、それぞれの解釈順位はないため、どちらの文言に基づいて議論を行うか自体が議論になってしまう。
- ◆ 「著しい転換または著しい劣化」に該当するかどうかも、「重要な自然 生息地」であるかどうかの解釈の議論に含まれている。

課題:「重要な自然生息地」の解釈を整理する必要がある。



## 世界銀行の「重要な自然生息地」の定義

法令・規則・慣習によって定められた保護地域(IUCNの分類の適用) 上記保護地区を補完する保護地域(伝統的地域コミュニティーが認める地域など) 希少種、絶滅危惧種などの存在(種の多様性、固有性、希少性、脆弱性、地域的代表性、完結性)

#### World Bank Operational Policy 4.04 Natural Habitats Annex A

#### Critical natural habitats are:

- (i) existing protected areas and areas officially proposed by governments as protected areas (e.g., reserves that meet the criteria of the World Conservation Union [IUCN] classifications<sup>2</sup>), areas initially recognized as protected by traditional local communities (e.g., sacred groves), and sites that maintain conditions vital for the viability of these protected areas (as determined by the environ-mental assessment process<sup>3</sup>); or
- (ii) sites identified on supplementary lists prepared by the Bank or an authoritative source determined by the Regional environment sector unit (RESU). Such sites may include areas recognized by traditional local communities (e.g., sacred groves); areas with known high suitability for bio-diversity conservation; and sites that are critical for rare, vulnerable, migratory, or endangered species. Listings are based on systematic evaluations of such factors as species richness; the degree of endemism, rarity, and vulnerability of component species; representativeness; and integrity of ecosystem processes.
- 2. IUCN categories are as follows: I--Strict Nature Reserve/Wilderness Area: protected area managed for science or wilderness protection; II--National Park: protected area managed mainly for ecosystem protection and recreation; III--Natural Monument: protected area managed mainly for conservation of specific natural features; IV--Habitat/Species Management Area: protected area managed mainly for conservation through management intervention; V--Protected Landscape/Seascape: protected area managed mainly for landscape/seascape conservation and recreation; and VI--Managed Resource Protected Area: protected area managed mainly for the sustainable use of natural ecosystems.

  4. Rare, vulnerable, endangered, or similarly threatened, as indicated in the IUCN Red List of Threatened Animals, BirdLife World List of Threatened Birds, IUCN Red List of Threatened Plants, or other credible international or national lists accepted by the RESUs.



## IFCの「重要な自然生息地」の定義

自然生息地の特性に基づいた定義と5つの分類 絶滅危惧種(IUCNのレッドリストを基本) / 地域的固有種 / 回遊性種 / 群れを成す種の世界的に重要な集合体を支える生息地 / 高度に危惧され独特な生態系 / 種の進化プロセスに関連する地域

IFC Performance Standard 6 Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources

**Critical habitats** are areas with high biodiversity value, including (i) habitat of significant importance to Critically Endangered and/or Endangered<sub>11</sub> species; (ii) habitat of significant importance to endemic and/or restricted-range species; (iii) habitat supporting globally significant concentrations of migratory species and/or congregatory species; (iv) highly threatened and/or unique ecosystems; and/or (v) areas associated with key evolutionary processes.

11 As listed on the International Union for the Conservation of Nature (IUCN) Red List of Threatened Species. The determination of critical habitat based on other listings is as follows: (i) If the species is listed nationally / regionally as critically endangered or endangered, in countries that have adhered to IUCN guidance, the critical habitat determination will be made on a project by project basis in consultation with competent professionals; and (ii) in instances where nationally or regionally listed species' categorizations do not correspond well to those of the IUCN (e.g., some countries more generally list species as "protected" or "restricted"), an assessment will be conducted to determine the rationale and purpose of the listing. In this case, the critical habitat determination will be based on such an assessment.



## ADBの「重要な自然生息地」の定義

特に注意を必要とする自然生息地やすでに転換された生息地で、生物多様性の価値が高度認められる地域を指す。例示は、IFCの例示に近い。

#### **ADB Safeguard Policy Statement**

#### **Critical Habitat**

A subset of both natural and modified habitat that deserves particular attention.

Critical habitat includes areas with high biodiversity value, including habitat required for the survival of critically endangered or endangered species; areas having special significance for endemic or restricted-range species; sites that are critical for the survival of migratory species; areas supporting globally significant concentrations or numbers of individuals of congregatory species; areas with unique assemblages of species or that are associated with key evolutionary processes or provide key ecosystem services; and areas having biodiversity of significant

social, economic, or cultural importance to local communities.



## (参考)AfDBの「重要な自然生息地」の定義

IFCの定義が基本となっており、例示の中で独自条項が加わっているが、大きな差異はない。

AfDB Integrated Safeguards System: Policy Statement and Operational Safeguards, Operational Safguard 3- Biodiversity, renewable resources and ecosystem services

#### Critical habitats:

natural or modified habitats that have a high biodiversity value; they include the following:

- (i) Habitats important to critically endangered and footprint-impacted species;
- (ii) Habitats of significant importance to endemic and/or restricted-range species and subspecies;
- (iii) Habitats of significant importance to globally significant concentrations of migratory species and/or congregatory species;
- (iv) Regionally significant and/or highly threatened or unique ecosystems;
- (v) Areas that are associated with key evolutionary processes;
- (vi) Areas that are important to species that are vital to ecosystems, such as keystone species; and
- (vii) Areas that supply ecological networks.

はカナル場

国際協力機構



## (参考)IDBの「重要な自然生息地」の定義

世界銀行のOP 4.04における定義を基本として、例示の中で独自に定義を行っている。

## Inter-American Development Bank's Environment and Safeguards Compliance Policy

Critical natural habitats are:

- (i) Existing protected areas, areas officially proposed by governments for protection or sites that maintain conditions that are vital for the viability of the aforementioned areas; and
- (ii) Unprotected areas of known high conservation value. Existing protected areas may include reserves that meet the criteria of the IUCN Protected Area Management Categories I through VI; World Heritage Sites; areas protected under the RAMSAR Convention on Wetlands; core areas of World Biosphere Reserves; and areas in the UN List of National Parks and Protected Areas. Areas of known high conservation value are sites that, in the Bank's opinion, may be: (i) highly suitable for biodiversity conservation; (ii) crucial for critically endangered, endangered, vulnerable or near threatened species listed as such in the IUCN Red List of Endangered Species; or (iii) critical for the viability of migratory routes of migratory species.



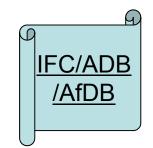
## JICA、WB、IFC、ADBの解釈



IUCNの保護地域の分類と、絶滅危惧種等の生息地とが整理されていない

#### <世界銀行の「重要な自然生息地」の定義の特徴>

- ◆ 「重要な自然生息地」の特徴に基づいた定義ではない。
- ◆ 「保護地域」であるかどうかをまず定義し、この定義に該当しないケース に備えて、「重要な自然生息地」を判断するための基準を定めている。
- ◆ IUCNの保護地域に関する分類に基づくかどうかだけで判断ができるが、 その一方でその分類のみに依拠してしまうことになり得る。



<u>保護地域の定義とは区別し、自然生息地の特徴に基づいた明</u>確に分類

	WB/IFCどちらの定義に近いか	改定年月	根拠文書
JICA	WB	2010年4月	JICA GL
WB	WB	2001年6月	OP 4.01
IFC	IFC	2012年1月	PS 6
ADB	IFC (2006年版)	2009年6月	SP Statement
AfDB	IFC (2012年版)	2013年12月	Integrated Safeguards System



## JICAの方針

他の国際機関の定義及び解釈を参考にし、JICAは「重要な 自然生息地」を以下のとおり解釈する。

・「重要な自然生息地」と「保護地域」の区別を明確にする。 「重要な自然生息地」のFAQにある「保護地域」として 解釈は削除し、(2)「自然生息地」としての解釈のみとする。 (「保護地域」の定義は、本資料第3部で取り扱う) 「重要な自然生息地」の範囲を明確にするため、IUCN のレッドリストなど具体的な事例を追加する。 を補完する文言として、現在のJICAのFAQの回答 に含まれる「保護区に準じた存在として伝統的な地域コ ミュニティが受け止める地域」の文言は残す。

その他:「重要な自然生息地」だけでな〈、「自然生息地」全般に対する環境配 慮について明確化が必要であるが、運用見直しWG環境社会配慮の方法(H) 「生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮」で議論を行う予定である。



#### JICAガイドラインのFAQ 新しい回答案

# 問.重要な自然生息地または重要な森林とはどのようなものですか。

#### 回答.

世界銀行のセーフガードポリシー、ならびに国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダードの定義を参考に、重要な自然生息地の例としては以下のようなものがあり得ると考えられます。また、重要な森林は、重要な自然生息地と認められた森林地域を言うものと認識しています。

#### 重要な自然生息地とは、

- (1)生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。
  - (1) 国際自然保護連合 (International Union for the Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストにおける「絶滅危惧IA類(CR)」及び「絶滅危惧IB類(EN)」に該当する種にとって特に重要な生息地
  - (2)地域固有種及び/または生息地域限定種にとって特に重要な生息地
  - (3)回遊性種及び/または群れを成す種の世界的に重要な集合体を支える生息 地
  - (4)きわめて危機的な及び/または独特な生態系
  - (5)重要な進化のプロセスに関連している地域
- (2)上記(1)項で規定する地域以外の類例として、例えば、伝統的地域コミュニティによって保護されるべき存在として定義される地域。

国際協力機構



## 2.「著しい転換または著しい劣化」



## JICAガイドラインの規定

別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(p 19)

生態系及び生物相

1. プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の 著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはなら ない。



#### JICAガイドラインのFAQ

#### 問. 著しい転換、著しい劣化とはどのようなものですか?

#### 回答.

世界銀行のセーフガードポリシーの定義を踏まえ、著しい転換、著しい劣化の考え方については、以下のように認識しております。

#### 著しい転換

重要な自然生息地足らしめる状態が、完全に消滅または著しく減少すること

著しい劣化

重要な自然生息地としての種の保全機能が、著しく減少すること



## 検討事項

#### 現状における運用上の検討事項

JICAのFAQの「著しい転換または著しい劣化」の定義の解釈に幅がある。

JICAのFAQにて「著しい転換または著しい劣化」が説明されているが、案件において適用の方法が一律ではない。

- → 過去の助言委員会で、「著しい転換または著しい劣化」に関し、 FAQに基づいた議論がなされたが、その解釈は明確ではない。
- ・ 「著しい転換または著しい劣化」の議論が「重要な自然生息地」の議論の中でなされている。

JICAのGLでは、「重要な自然生息地及び重要な森林」を対象とした解釈を行っているが、「自然生息地」一般を対象としたものではない。
→「自然生息地」を対象とした議論は、運用見直しWG 環境社会配慮の方法(H)「生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮」で取り扱う予定。

国際協力機構



## 検討方針

#### 2.6 参照する法令と基準(p8)

「JICAは、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。」



JICAの過去の事例や世界銀行及びその他国際機関等の規定を参考にし、現在の定義の妥当性を確認



## 過去の助言委員会での議論

スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」の助言委員会における「著しい転換あるいは著しい劣化」の解釈に関する議論

#### JICAによる解釈

- ◆ 水没地域だけに存在する、地域限 定の種は存在しない
- → 「著しい転換」とはいえない
- ◆ 開発行為が禁止されたエリアではない
- →「著しい転換」ではない

#### 助言委員による解釈

- ◆ 3000ヘクタールの水没は緩和策がとられたとしても重大な影響
- → 「著しい転換」に該当

## 解釈の基準

- <u>種の絶滅のおそれがあるかどう</u> <u>か</u>
- <u>開発行為が前提となっている事</u> 業地での活動であるかどうか

#### 解釈の基準

- 重要な自然生息地での大きな影響
- <u>世界銀行の定義の例示に該当</u>

23 国際協力機構



## 世界銀行の「著しい転換/著しい劣化」の定義

重要な自然生息地及び通常の自然生息地が事業によって維持されなくなる状態 を指し、大規模な土地利用·水資源利用によって引き起こされうる。

#### World Bank Operational Policy 4.04 Natural Habitats Annex A

**Significant conversion** is the elimination or severe diminution of the integrity of a critical or other natural habitat caused by a major, long-term change in land or water use. Significant conversion may include, for example, land clearing; replacement of natural vegetation (e.g., by crops or tree plantations); permanent flooding (e.g., by a reservoir); drainage, dredging, filling, or channelization of wetlands; or surface mining. In both terrestrial and aquatic ecosystems, conversion of natural habitats can occur as the result of severe pollution. Conversion can result directly from the action of a project or through an indirect mechanism (e.g., through induced settlement along a road).

**Degradation** is modification of a critical or other natural habitat that substantially reduces the habitat's ability to maintain viable populations of its native species.

国際協力機構



## IFCの「著しい転換/著しい劣化」の定義

<u>自然生息地</u>が事業によって維持されな〈なる状態を指し、大規模な土地利用・水 資源利用によって引き起こされうる。

IFC Performance Standard 6 Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources

#### Significant conversion or degradation is

- (i) the elimination or severe diminution of the integrity of a habitat caused by a major and/or long-term change in land or water use; or
- (ii) a modification that substantially minimizes the habitat's ability to maintain viable populations of its native species.



## ADBの「著しい転換/著しい劣化」の定義

#### 世界銀行とほぼ同様の定義

#### **ADB Safeguard Policy Statement**

#### Significant conversion or degradation

- (i) the elimination or severe diminution of the integrity of a habitat caused by a major, long-term change in land or water use; or
- (ii) the modification of a habitat that substantially reduces the habitat's ability to maintain viable populations of its native species.



## AfDBの「著しい転換/著しい劣化」の定義

#### IFCの定義を引用

IFC Performance Standard 6 Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources

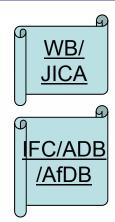
#### Significant conversion or degradation is

- (i) the elimination or severe diminution of the integrity of a habitat caused by a major and/or long-term change in land or water use; or
- (ii) a modification that substantially minimizes the habitat's ability to maintain viable populations of its native species.



## JICA、WB、IFC、ADB等の定義の差異一覧

	重要な自然生息 地を対象	自然生息地一 般を対象	「転換」の定義	「劣化」の度合い
JICA		×		著し〈減少 (reduce)
WB		(othersとあり 曖昧)		著し〈減少 (reduce)
IFC			同じ定義	著し〈最小化 (minimize)
ADB				著し〈減少 (reduce)
AfDB				著し〈最小化 (minimize)



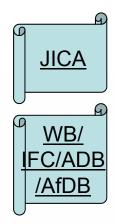
<u>主に重要な自然生息地を念頭においた解釈</u>であり、希少種等の絶滅や著しい減少を避けようとするもの

<u>自然生息地全体を対象にした解釈</u>を行い、自然生息地の 転換を避けようとするもの(事業実施条件を明確化も含む)



## JICA、WB、IFC、ADB等の定義の差異一覧(修正後)

	重要な自然生息 地を対象	自然生息地一 般を対象	「転換」の定義	「劣化」の度合い
JICA		×		著し〈減少 (substantially reduce)
WB				著し〈減少 (substantially reduce)
IFC			同じ定義	著し〈最小化 (substantially minimize)
ADB				著しく減少 (substantially reduce)
AfDB				著し〈最小化 (substantially minimize)



<u>主に重要な自然生息地を念頭においた解釈</u>であり、希少種等の絶滅や著しい減少を避けようとするもの

<u>自然生息地全体を対象にした解釈</u>を行い、自然生息地の 転換を避けようとするもの(事業実施条件を明確化も含む)



## JICAの方針

「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」

→JICAガイドライン上「著しい転換または著しい劣化」の対象は、「重要な自然生息地」「重要な森林」とされている。

前スライドにある通り、他の国際機関における定義には、 背景や文言の使い方に差異はあるが、大きな違いはない。 これらの差異によりJICAの協力事業に影響が及ぼすこと は想定されない。

→JICAのFAQの「著しい転換、著しい劣化」の文言は、変更しない。



#### JICAガイドラインのFAQ

#### 問. 著しい転換、著しい劣化とはどのようなものですか?

#### 回答.

世界銀行、国際金融公社、アジア開発銀行等の定義を踏まえ、著しい転換、著しい劣化の考え方については、以下のように認識しております。

#### 著しい転換

重要な自然生息地足らしめる状態が、完全に消滅または著しく減少すること

#### 著しい劣化

重要な自然生息地としての種の保全機能が、著しく減少すること



# 3.「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」



## JICAガイドラインの規定

別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(p 19)

法令、基準、計画等との整合

1

2. プロジェクトは、原則として、政府が法令等により **自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域** の外で実施されねばらない(ただし、プロジェクトが、当 該指定地区の保護の増進や回復を重たる目的とする場合はこの限りではない)。また、このような指定地域に重 大な影響を及ぼすものであってはならない。



## 論点

#### 現状における運用上の課題

- ・ JICAのFAQには「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の解釈について回答がない
- ・ 「特に」「原則として」の解釈の範囲があいまい
  - →例示がないため、どのような地域を想定しているのか解釈が困難である。 例えば、国立公園であれば一律にプロジェクトは実施できないのか。または、 国によって開発行為が許可される場合はプロジェクトの実施は可能であるの か等。
  - →なお、「特に」と「原則として」の解釈は取り扱うが、プロジェクトでの要件については、運用見直しWG環境社会配慮の方法(H)「生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮」で議論することを検討。



## 検討方針

#### 2.6 参照する法令と基準(p8)

「JICAは、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。」



JICAの過去の事例や世界銀行及びその他国際機関等の規定を参考に、定義をより明確にする必要がある。



## 過去の助言委員会での議論

#### ウガンダ国「アヤゴ水力発電所整備事業」の助言委員会に おける「保護地域」及び「原則として」の解釈に関する議論

#### JICAによる解釈

#### ◆ 事業は「保護地域」である国立公園 の中である

#### ・・・「特に」指定した地域に該当

◆ 国立公園の中であるが、以下の諸点を勘案しプロジェクトを実施し得ると 判断

相手国が開発行為を認めている プロジェクトの妥当性が十分に認めら れる

実行可能な代替案が存在しない プロジェクトにより環境や社会への望 ましくない影響を伴う場合は適切な緩和 策を実施する

現地において社会的に適切な方法で 合意を得る

#### 助言委員による解釈

◆ 事業は「保護地域」である国立公園の中である

#### ・・・「特に」指定した地域に該当

◆ 「原則として」の例外の要件として左述の 条件が妥当かの判断が難しい

36

国際協力機構



## 過去の助言委員会で明らかになった課題

#### ウガンダ国「アヤゴ水力発電所整備事業」の助言委員会に おける議論で明らかになった課題

- ◆「<u>原則として、・・・</u>地域の外で実施されねばならない」の解釈がないため、プロジェクトが実施される「<mark>例外</mark>」があるのかが曖昧。
- ◆「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の解釈がないため、どのような条件において「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」では例外として事業実施が可能なのかが曖昧。
- ◆「重要な自然生息地」の視点からの条件と、「特に指定された地域」と しての視点からの条件とが区別されていない。

#### 課題:

「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の解釈「重要な自然生息地」と「保護地域」における事業実施要件の解釈
→事業実施条件については、運用見直しWG環境社会配慮の方法
(H)「生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮」で議論する



## IFCの「環境保護地域」の定義

#### IUCNの保護地域の基準に基づいた定義

国内法ではなく、国際条約や制度によって保護が必要と認識される地域

IFC Performance Standard 6 Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources

This Performance Standard recognizes **legally protected areas** that meet the IUCN definition: "A clearly defined geographical space, recognized, dedicated and managed, through legal or other effective means, to achieve the long-term conservation of nature with associated ecosystem services and cultural values." For the purposes of this Performance Standard, this includes areas proposed by governments for such designation.

Internationally recognized areas: Exclusively defined as UNESCO Natural World Heritage Sites, UNESCO Man and the Biosphere Reserves, Key Biodiversity Areas, and wetlands designated under the Convention on Wetlands of International Importance (the Ramsar Convention).



## 他ドナーの「保護地域」の定義

環境保護地域の定義はIUCN、UNESCO世界遺産、ラムサール条約、文化保護地域の定義はUNESCO世界遺産について言及している。

機関	環境保護地域の定義・例示	文化保護地域の定義・例示
WB	Legally protected area Reserves that meet the criteria of IUCN	特になし(Physical Cultural Resourcesを定義している)
IFC	Legally protected area Areas that meet the IUCN definition (including areas proposed by governments for such designation)  Internationally recognized area UNESCO Natural World Heritage Sites UNESCO Man and the Biosphere Reserves Key Biodiversity Areas Wetlands designated under the Ramsar Convention	Legally protected area World heritage site Nationally protected areas
ADB	Legally protected or officially proposed for protection Areas that meet the criteria of -the IUCN -the Ramsar List of Wetlands of International Importance -the UNESCO's world natural heritage sites	WB同樣
AfDB	IFC同樣	特になし(Cultural Heritageを定義している)



## JICAの方針

他の国際機関においては、「自然保護や文化遺産保護のために指定された地域」の以下の点から定義を行っている。

国内法制度として指定された自然保護地域 国際条約を通じて保護を目的として登録された自然保護 及び文化保護のための地域 国内法制度の下指定された文化保護地域

これらの3要件は、JICA GLの規定の主旨と一致する。

→「特に指定した地域」に対する解釈

これを踏まえて、次の通りFAQを設ける。



#### JICAガイドライン 新しい回答案

# 問、「法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」とはどのような地域ですか?

#### 回答

世界銀行のセーフガードポリシーや国際金融公社のパフォーマンススタンダードの定義を踏まえ、「法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の例としては以下のようなものがあり得ると考えられます。

#### < 自然保護のために特に指定した地域 >

- 1. 国際自然保護連合 (IUCN)により定義された保護地域のルールに基づき各国が特に自然保護のために指定した地域。これらの地域は、領域が明確に定義され、自然保護、並びに当該地区の生態系サービスや文化的な価値の保護の達成を目的として、計画に基づいて管理されている地域。
- 2.国際連合教育科学文化機関(UNESCO)世界遺産条約における世界遺産リスト、UNESCO生物圏保存地域、IUCNの生物多様性重要地域、及び、ラムサール条約の下登録された湿地。

#### < 文化遺産保護のために特に指定した地域 >

- 1. UNESCO世界遺産条約における世界遺産リスト。
- 2. 国の法令により文化保護地域として指定されている地域。